

## 答申書

### 1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和 3 年 10 月 15 日に提起した処分庁（山形県知事）における特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 審査請求人（審査請求書及び反論書）

以下の理由から、本件処分の取消しを求める。

ア 認定請求時に提出した診断書の現症「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」、「問題行動及び習癖」については、認定基準に当てはまる状態と思われる。

通知書別紙に、普通学級に在籍していることが記載されているが、それが却下の理由になり得ると思わない。また、おおむね自立していることが認められると記載されているが、障害認定基準ではおおむね自立しているかは問われていないので、却下の理由には当てはまらない。

イ 障害認定審査医は、診断書のうち「日常生活能力の程度」にのみ集中して認定審査を行っているが、この項目は主に知的障害の程度の判定において注視すべき項目である。また、認定基準にある「日常生活に著しい制限を加える」、「具体的な日常生活状況等の生活上の困難」というのは、診断書の「日常生活能力の程度」にあるような身の回りのことではなく、「知能障害等」に医師が補足記入している障害のために起こる困難さのことである。「知能障害等」のほか、「発達障害関連症状」、「精神症状」、「問題行動及び習癖」に医師が補足記入している障害のために起こる困難さについても、十分勘案し総合的に認定を行わなければならない。

#### (2) 審査庁

本件処分を不当とすべき事実は認められず、本件審査請求は理由がないことから、棄却されるべきである。

### 3 審理員意見書の要旨

#### (1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### (2) 審理員意見書の理由

ア 本件に係る法令等の規定について

特別児童扶養手当の支給要件である対象児童の障害の認定については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第2条第1項及び第5項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第1条第3項に基づき、対象児童の障害の状態が令別表第3に定める1級又は2級の程度に該当するか否かにより行うこととされている。

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）は、令別表第3に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。

また、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下「規則」という。）第18条は、都道府県知事は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、特別児童扶養手当請求却下通知書（以下「却下通知書」という。）を請求者に交付しなければならない旨規定している。

イ 対象児童の障害の状態が令別表第3に定める障害の状態に該当するか否かについて（対象児童：○○○○（以下「対象児童A」という。）及び対象児童：○○○○（以下「対象児童B」という。））

特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）の「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」の現症により、発達障害による日常生活への影響が見られるものの、普通学級で対応できている程度であることから、障害の程度は軽度であり、対象児童の障害が令別表第3に定める障害の状態に該当しないと解される。

また、審査請求人から提出された反論書により提示された事実によって、障害認定審査医の判断に変更が生じる可能性があるか質問を行ったところ、「障害の審査は提出された診断書の全ての項目を確認し、障害による日常生活能力への影響を判断している。」とし、令別表第3に定める障害の状態に該当しないと判断に変更が生じる可能性はないと回答を得ており、この判断に至ったことに不合理な点は認められない。

ウ 本件処分は、局長通知で規定している障害認定審査医が行った、対象児童は令別表第3に定める障害の状態には該当しないとの医学的判断に基づいて行われたものであって、処分庁は、規則第18条に基づき、受給資格がないと認めたことについて、却下通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされた

ものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

#### 4 調査審議の経過

令和4年1月4日 審査庁からの諮問の受付

令和4年1月11日 調査審議

#### 5 審査会の判断の理由

##### (1) 障害認定審査医による障害の認定について

局長通知において、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、障害認定審査医が診断書によって行うこととされている。また、障害の程度が2級に相当するものについては、『令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、(中略)、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。』とされている。

さらに、局長通知の認定基準において、発達障害の場合の障害の程度が2級に相当すると認められるものについて、障害の状態が「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示されている。

本件処分に係る診断書によれば、対象児童Aの障害の原因になった疾病名は「自閉症スペクトラム障害」、合併症は「注意欠陥多動障害」とされている。対象児童Bの障害の原因になった疾病名は「軽度発達遅滞」、合併症は「自閉症スペクトラム障害」、また、知能指数が〇で、知能障害は軽度との判定がなされている。局長通知の認定基準によれば、「知的障害」の区分において、知能指数がおおむね50以下のものが2級に相当するとされていることから、対象児童Bは「知的障害」の区分には該当せず、対象児童Aと同様に「発達障害」の区分において審査されることとなる。

障害認定審査医は、診断書に基づき、「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」の現症により障害による影響は見られるものの、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度であれば、通常の学級で配慮して指導している普通学級で対応できている程度の障害であると認められ、また、日常生活能力の程度についてはおおむね自立していると認められることから、対象児童A及び対象児童Bの障害の状態は、発達障害の認定基準の2級に相当するとは認められないとして、令別表第3に定める障害の状態には該当しないと認定したものである。

この障害認定審査医の審査結果は、局長通知に基づき、発達障害に係る認定基

準に照らして、診断書の全ての項目を確認した上で、医学的見地から総合的に判断したものと認められ、一般的な7歳児の日常生活能力の程度等を考慮しても、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分における手続と審査方法の妥当性

本件処分は、処分庁が、審査請求人からの認定請求を受けて、局長通知に基づき障害認定審査医による審査を行い、その結果を受けて、規則第18条に基づき却下通知書を交付したものであり、手続上違法又は不当な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

石 澤 義 久

津 川 恵 美 子